

令和3年5月18日

行政手続のオンライン化状況について — 押印を原則廃止 —

埼玉県では、県民がいつでも、どこでも、簡単に行政サービスの利用・手続が行えるよう、DX推進に向けた取組として、行政手続のオンライン化を進めています。

オンライン化に向け、大きな阻害要因の一つとなっていた押印を見直し、申請書等に求めていた押印の96.4%（7,149件）を廃止することとしました。

こうした見直しの結果、オンライン化した手続が、令和3年2月の前回調査と比較して2.7倍（1,541件）となりました。

1 押印の見直し

(1) 押印の見直し方針

ア 認印は廃止

イ 登記印・登録印は原則廃止

（印鑑証明書の提出を求め、厳格な本人確認が必要なものを除く。）

(2) 見直し結果

押印を求める様式の総数	7,414件
押印廃止	7,149件（96.4%）
押印存続	265件（3.6%）

(3) 具体例

ア 廃止

- ・ 県税に関する申請書・報告書
- ・ 各種補助金の申請書
- ・ 請求書（県からの支払いに係るもの）
- ・ 育児休業承認請求書

イ 存続

- ・ 委任状（マイナンバー情報の開示請求）

2 行政手続のオンライン化

全行政手続数 3, 830件 (令和3年4月1日時点速報値)

うち、オンライン化済手続数

令和3年2月 562件 → 令和3年4月 1, 541件 (2.7倍)

3 今後の対応

- ・ 提出書類など押印以外の阻害要因への対応策を検討し、行政プロセスの見直しを行うことで、オンラインで受付可能な手続の増加を図る。
- ・ 国の法令等に基づく手続について、国に対し、必要な法令等の改正を行うことを要望していく。

(問合せ先)

【押印の見直しに関すること】

企画財政部行政・デジタル改革課 官民連携・行政改革担当 江口、山内

電 話:048-830-2147 F A X:048-830-4712

E-mail:a2440-06@pref.saitama.lg.jp

【行政手続のオンライン化に関すること】

企画財政部情報システム戦略課 県民サービス・システム共同化担当 有山、高橋

電 話: 048-830-2284 F A X:048-824-5843

E-mail: a2290-06@pref.saitama.lg.jp